

令和3年度狩猟者登録のお知らせ(県内在住の方)

1 受付の開始

令和3年10月1日(金)から開始します。

ただし、10月15日(金)までに到着しないものや書類に不備があったものについては、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。

また、平成29年度から狩猟者登録及び狩猟税納付手続きの流れが大きく変更されています。詳細については、3ページの「6 狩猟者登録等手続きの流れ」をご覧ください。

2 各手続きの窓口

申請書類の提出先	狩猟税の納付先	住所
北部農林水産振興センター 森林整備保全課 TEL:0980-52-2832	名護県税事務所 TEL:0980-52-2170	〒 905-0015 名護市大南 1-13-11
南部林業事務所 TEL:098-941-2583	那覇県税事務所 TEL:098-867-1344	〒 900-0029 那覇市旭町 116-37
宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 TEL:0980-72-2365	宮古事務所 県税課 TEL:0980-72-2553	〒 906-0012 宮古島市平良字西里 1125
八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 TEL:0980-82-2342	八重山事務所 県税課 TEL:0980-82-3045	〒 907-0002 石垣市字真栄里 438-1

3 申請書類

(1) 狩猟者登録申請書 1部

※ 申請書は両面印刷で作成し、黒ボールペンで記入してください。鉛筆書きの申請書は受け付けません。

(2) 写真

※ 最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景 「3.0 cm × 2.4 cm」で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

※ 1枚は申請書貼付用、もう1枚は登録証貼付用です。

※ 2種類の登録をする方は3枚、3種類の登録をする方は4枚必要になります。

(3) 1種類の登録につき、沖縄県収入証紙1,800円分(狩猟者登録手数料)

※ 収入印紙とお間違えのないようご注意ください。

(4) 一般社団法人大日本猟友会が行う共済事業(給付額3千万円以上)の被共済者であること、損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約(保険金額3千万円以上)の被保険者であること又はこれらに準ずる資力信用を有することを証する書類 1部

4 登録に伴う狩猟税について

県税事務所等の窓口で現金納付(沖縄県収入証紙は不可)となります。

平成29年度から「狩猟税の申告書」は廃止となりましたので、提出不要です。

狩猟者の登録及び税額の区分		税額	許可捕獲者
i	第1種銃猟免許に係るの登録を受ける者で、iiに掲げる者以外のもの	16,500円	8,200円
ii	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	11,000円	5,500円
iii	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、ivに掲げる者以外のもの	8,200円	4,100円
iv	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	5,500円	2,700円
v	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円

※ 対象鳥獣捕獲員は令和6年3月31日まで課税免除。

※ 許可捕獲者の減免措置は令和6年3月31日まで。

※ 第1種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける方で、当該年度の都道府県民税の所得割を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事しているものを除く)以外の方は、その旨を証明する書類(課税証明書等)を市町村から受けて、狩猟者登録申請書を林業事務所等に提出する際に、県税事務所等の窓口へ提出して下さい。

5 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類

(1) 対象鳥獣捕獲員である場合

沖縄県内市町村長から交付される対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書(原本)

(2) 許可捕獲者 (許可の区域に沖縄県内が含まれる場合に限る)

① 法に基づく許可証又は従事者証の写し(1部)

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者及び狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。前者の場合許可証の写し、後者の場合従事者証の写しが必要となる。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければならない。

既に鳥獣捕獲許可証又は従事者証を返納済等で、写しを添付できない場合は、あらかじめ市町村長等に申請(参考様式「(許可証・従事者証)の写しの交付申請書」)の上、交付された証明書を添付すること。

② 捕獲等の結果を示す書面

上記①の許可証・従事者証に基づく捕獲等の結果(捕獲等の日時、場所、対象種、捕獲数、処置の概要)を記載した次に掲げる書面が必要。

ア 許可を受けた者について(1部)

許可を受けた者については、許可証の「報告欄」に所定の記載をした許可証の写しが必要である。許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とすることを原則とする。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければならない。

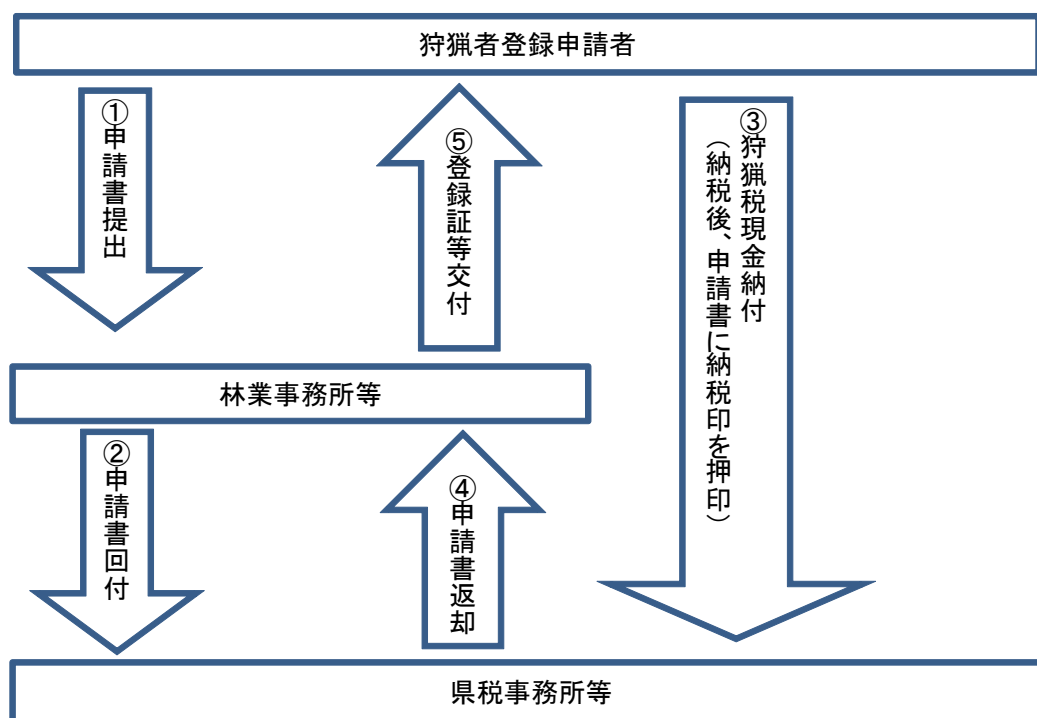
イ 従事者について(原本)

従事者については、申請者による捕獲等の結果の証明が必要である(参考様式「捕獲等従事結果報告書」)。また、捕獲等の結果を確認出来る書類がある場合は添付すること。(例：活動実績報告書の写し等)

6 狩猟者登録等手続きの流れ

平成29年度から、「狩猟税の申告書」が廃止されており、狩猟者登録及び狩猟税納税の手続きが以下のとおり変更となりましたので、ご注意ください。

- ① 狩猟者登録申請書を林業事務所等に提出する。
- ② 林業事務所等から県税事務所等へ申請書が回付される。
- ③ 狩猟者登録証等の受領日に県税事務所等の窓口で狩猟税を現金納付する。納付後、申請書に納税済印が押印される。
- ④ 林業事務所等に狩猟者登録申請書が返却される。
- ⑤ 林業事務所等で狩猟者登録証等を受け取る。



7 その他

- (1) 第1種銃猟免許の方が空気銃だけを登録する場合は第2種銃猟免許の登録を行うものとみなしますので、その旨申請書に記入願います。(鳥獣保護管理法施行規則第66条第2項)
- (2) 一般社団法人沖縄県猟友会の会員は地区等でとりまとめのうえ提出するよう御協力願います。
- (3) 審査等に処理日数を要するため、ゆとりを持って申請してください。
- (4) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (5) 申請書等に不備があるものは書類を返送する場合がありますので、提出にあたっては十分な確認をお願いします。
- (6) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第700条の57に基づき罰則(三十万円以下の罰金)が適用される可能性があります。

8 お問い合わせ先

- (1) 狩猟者登録について: 沖縄県自然保護課(電話098-866-2243又はホームページ)
- (2) 狩猟税について: 沖縄県税務課(電話098-866-2101)